

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

ページ

### 規 則

○財務規則の一部を改正する規則

（会計課）

一

### 告 示

○廃棄物が地下にある土地の指定

（廃棄物対策課）

一

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

（共同参画社会推進課）

一

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定

（障害福祉課）

二

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退

（同）

二

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更

（同）

二

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の診療科目の変更

（同）

三

○家畜伝染病の発生

（畜産課）

三

○県営土地改良事業の工事の完了

（農村振興課）

三

○県営土地改良事業換地計画の縦覧（二件）

（農村整備課）

三

○道路の区域変更

（道路課）

四

○道路の供用開始

（同）

四

### 公 告

○財政状況の公表

（財政課）

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（水産振興課）

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（契約課）

五

### 収用委員会

○縮小間パス事件裁決手続開始決定の更正

七

## 規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十九号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第百十一条第一項中、「七日以内に」を「特別の事情がない限り七日以内に」、「に」、「契約を」を、「及び契約を」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第五百九十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指 定 区 域	埋 立 地 の 種 類
石巻市前谷地字龍ノ口山二十七番	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十二条の二第一号に掲げる埋立地
登米市登米町大字日根牛字五郎峯前五十五番、五十六番一、五十六番二、五十八番一、五十八番二、五十九番、六十番、六十一番、六十二番一、六十二番二、六十三番	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第三号に掲げる埋立地であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第一号に掲げるもの

○宮城県告示第五百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動

法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十一年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 みやぎ文化・PFI協会

一 代表者の氏名 大村 虔一

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区錦町一丁目十番十・三〇一号

三 定款に記載された目的 この法人は、地方公共団体、民間企業、ピーエフアイ民間事業者等を主体とした団体、個人に対して、ピーエフアイの普及、啓蒙に関する事業を行い、効率的かつ効果的な公共事業、公共サービスの提供に寄与することを目的とし、あわせて、地域住民に対して、芸術家・文化人との交流に関する文化事業を行い、地域の文化向上に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年六月十二日

○宮城県告示第六百号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十一年五月二十一日次の者を指定した。

平成二十一年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
吉田 昭彦	外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道七十一
佐々木 剛	外科	塩竈市立病院	塩竈市香津田七・一
折笹 一彦	泌尿器科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四
猪苗代 敬	整形外科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四
岡田 晃穂	外科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四
岩根 尊	外科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四

山内 大輔	耳鼻咽喉科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二・三・十
-------	-------	--------	----------------

○宮城県告示第六百一十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があつた。

平成二十一年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
井上 尚美	整形外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道七十一
和田 直文	外科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四

○宮城県告示第六百一十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があつた。

平成二十一年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
石塚 圭一	消化器科	リいしづか内科ク	石巻市蛇田字新大塚三百六十二
宮崎 泰輔	循環器科	石巻市立病院	石巻市南浜町一七・二十
小関 栞	外科	医療法人浄仁会 大泉記念病院	白石市福岡深谷字一本松五・一
虻江 誠	内科	宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手字野田山四十七
鈴木 洋一	脳神経外科	脳外科内科すずきクリニクス	岩沼市桑原四・十一・十八
石巻 圭一	消化器科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道七十一
宮崎 泰輔	循環器科	医療法人浄仁会 大泉記念病院	白石市福岡深谷字一本松五・一
小関 栞	外科	蔵王町国民健康保険蔵王病院	刈田郡蔵王町大字円田字和田百三十三
虻江 誠	内科	丸森町国民健康保険丸森病院	伊具郡丸森町字鳥屋二十七
鈴木 洋一	脳神経外科	鈴木脳神経外科	巨理郡巨理町達限中泉字中百七十八・十五

酒井 謙次	外 科	蔵王町国民健康 保険蔵王病院	刈田郡蔵王町大 字内田字和田百 三十	宮城県立がんセ ンター	名取市愛鳥塩手 字野田山四十七 一
山本さやか	内 科	丸森町国民健康 保険丸森病院	伊具郡丸森町字 鳥屋二十七	登米市立佐沼病 院	登米市迫町佐沼 字下田中二十五
阿部 隆志	内 科	公立加美病院	加美郡色麻町四 電字杉成九	登米市立佐沼病 院	登米市迫町佐沼 字下田中二十五

○宮城県告示第六百三三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の診療科目に、次のとおり変更があった。

平成二十一年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	障害区分		所属医療機関の 名称	所属医療機関の 所在地
		新	旧		
遠藤 渉	外 科	肢体不自由、じ ん臓、ぼうこう 又は直腸	肢体不自由、ぼ うこう又は直腸	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百 八十四

○宮城県告示第六百四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十一年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 家畜伝染病の種類  
ヨ―ネ病
- 二 畜種  
牛（ホルスタイン種）
- 三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数  
患畜 一頭
- 四 発生の場所又は区域  
登米市
- 五 発生年月日  
平成二十一年六月十六日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第六百五号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十一年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地 区 名	事業の名称	工事完了年月日
富	経営体育成基盤整備事業	平成二十一年四月六日

○宮城県告示第六百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業富地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成二十一年六月三十日から平成二十一年七月二十九日まで
- 三 縦覧場所  
栗原市役所、栗原市瀬峰総合支所、登米市役所及び登米市迫総合支所

○宮城県告示第六百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事

業上区東部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年七月一日から平成二十一年七月三十日まで

三 縦覧場所

美里町役場

○宮城県告示第六百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年六月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 石巻鮎川線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
四三・五〇 七七・〇〇	二九・〇〇 三五・〇〇	三七・〇〇	三七・〇〇	三七・〇〇

石巻市十八成浜坂ノ上二番一地从先から  
同市十八成浜坂ノ上二番一地从先まで

○宮城県告示第六百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年六月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市十八成浜坂ノ上二番一地从先から 同市十八成浜坂ノ上二番一地从先まで	平成二十一年 六月二十六日

公 告

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二条第一項の規定により、県の財政状況を別冊のとおり公表する。

平成二十一年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号）七十キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十一年七月三十一日 午前九時

4 納入場所 宮城県石巻港新宮城丸

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 開札日時までに物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。

なお、物品調達等に係る競争入札参加資格がない者で入札参加を希望する者は、物品調達等の競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（千九八〇・八五七〇）仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十一年七月七日までに申請し、入札参加資格を取得することができる。

3 当該物品を船舶に相当数納入した実績を有すること。

(一) 当該納入実績を証する書類を平成二十一年七月十四日までに三の1に掲げる場所に提出すること。

(二) 開札日までの間において、入札執行者から(一)の書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所及び契約条項並びに契約条件を示す場所及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産業振興課調整班（担当 田松光徳 電話〇二二・二二一・二九三四）

2 入札説明書の交付期間 平成二十一年六月二十六日から平成二十一年七月十四日まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年七月十四日までに必要書類を提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十一年七月十六日午前九時から平成二十一年七月二十二日午後五時まで  
 (二) 書面により入札書を提出する場合は、入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明書付書留郵便にて提出すること。なお、入札書は平成二十一年七月十七日までの消印のもので、平成二十一年七月二十二日午後五時までに到達したものに限り。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札日時及び場所に持参すること。

5 開札の日時及び場所 平成二十一年七月二十三日午前十時 宮城県行政庁舎十一階 一一〇一会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者  
 5 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条 第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Item(s) to be Procured: Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No.2) 70 Kiloliters

2 Deadline for Delivery: July 31, 2009, 9: 00 a.m.

3 Place of Delivery: Shin-Miyagimaru, Port of Ishinomaki, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid: July 22, 2009

5 Contact Person: Koutoku Tamatsu, General Affairs Section, Fisheries Industry Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-2934

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年六月二十六日

一 入札に付する事項

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 購入物品及び数量
  - (一) 除雪ドーザ 二台
  - (二) 凍結防止剤散布車 二台
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 平成二十一年十一月三十日(月)
- 4 納入場所 各土木事務所及び各土木事務所地域事務所

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
  - (一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)(、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしているとき。

- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

- 9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二一一・三三三五)へ平成二十一年七月十七日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の作成等

- 1 入札書の作成
  - 入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものに作成すること。
- 2 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
  - 〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
  - 宮城県出納局契約課物品班(担当 菅原 修 電話〇二二・二一一・三三三三)

- 3 入札説明書の交付期限
  - 平成二十一年七月十日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十一年七月九日(木)まで2あて申し出ること。

<p>4 一般競争入札参加資格審査          入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年七月十七日(金)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>5 入札書の提出期限等          (一) 日時 平成二十一年八月四日(火)午後五時まで          (二) 場所 2に同じ          (三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。          (四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。</p> <p>6 開札の日時及び場所 開札の日は平成二十一年八月五日(水)とし、開札の時刻及び場所は1の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。          (一) 除雪ドーザ 午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室          (二) 凍結防止剤散布車 午前十時十五分 宮城県行政庁舎二階第一入札室</p> <p>四 入札に参加することができない者          1 二に定める資格を有しない者          2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者</p> <p>五 その他          1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。          2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。          3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。          4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。          5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。          6 契約書作成の要否 要</p>	<p>7 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>8 詳細は、入札説明書による。</p> <p>六 概要          Summary          1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : tractor with snowplow (2) ; vehicle for spreading antifreeze chemicals (2)          2 Deadline for Delivery : Monday, November 30, 2009          3 Place of Delivery : each of the public works office.          4 Deadline for Bid : Tuesday, August 4, 2009, 5 : 00 p.m.          5 Contact Person : Shu Sugawara, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-3332          6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only</p> <p style="text-align: center;"><b>収用委員会</b></p> <p>○宮城県収用委員会告示第一号          平成二十一年六月八日付で当収用委員会が行つた一般国道百十三号改築工事(館矢間バイパス・宮城県伊具郡丸森町字神明南地内)に係る裁決手続開始決定(宮城県伊具郡丸森町字神明南六二番について)において、故斎藤庄松の法定相続人である齋藤 子の住所に異動があつたことが確認されたので、同人の住所「静岡県浜松市北区三方原町四四四番地の三」を「静岡県浜松市北区引佐町伊平四九七番地」に更正する。          平成二十一年六月二十六日          宮城県収用委員会</p>
--	---